

マレーシアにおける商標出願制度

概要

創英国際特許法律事務所

井上博人
(弁理士)



創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。井上氏は、2011年 創英国際特許法律事務所に参加。2009年 弁理士登録。主に国内外の商標出願、中間処理、審判等を担当している。2017年より、ASEAN オフィス支配人としてタイ王国・バンコク駐在中。

■ 商標出願手続の流れ

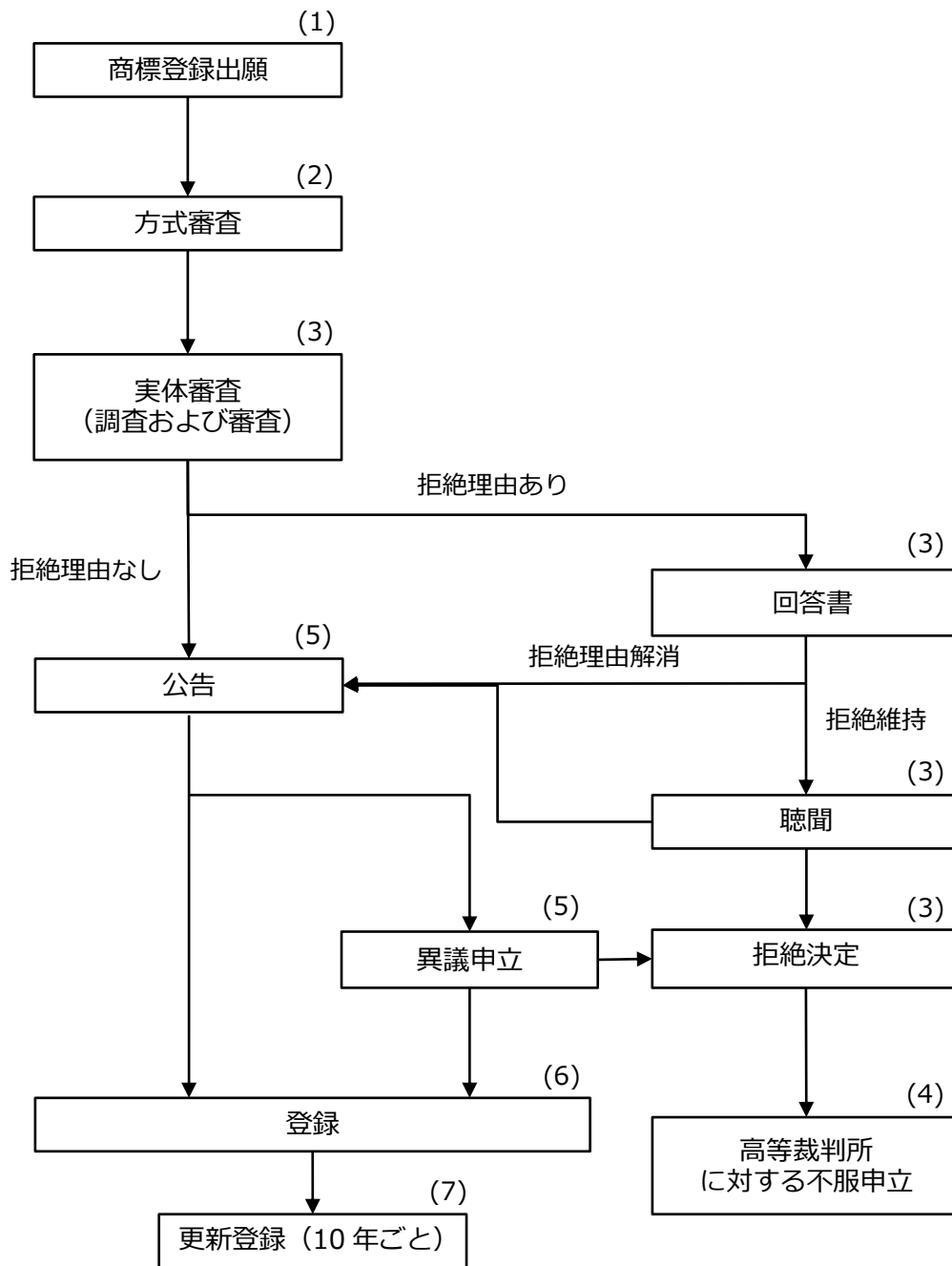
マレーシアにおける商標出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■ 詳細

(1) 商標登録出願

- ・ 商標登録出願の種類には、通常の商標出願（商標法第 25 条）だけでなく、証明商標（商標法第 56 条）、防護商標（商標法第 57 条）の出願がある。
- ・ 複数の商標において、重要な特徴においては相互に類似するが、識別性がなく商標の同一性に本質的な影響を及ぼさない部分や、色彩が異なる商標同士は、連続商標（シリーズ商標）の出願が可能である（商標法第 24 条）。連続商標は 1 件の登録で保護され、連合商標として登録される。連続商標とする商標の個数に制限はないが、3 商標目から 1 商標ごとに追加の庁費用が発生する（商標規則 22）。
- ・ 出願に必要な書類は、願書、商標見本、宣誓書（要公証(外国人の場合)）等である。パリ条約による優先権主張に基づく出願は、第一国出願の出願日から 6 か月以内に可能である（商標法第 70 条）。
- ・ 電子出願が可能である（商標規則 8A）。
- ・ 1 出願単区分制度である（商標法第 25 条(2)）。
- ・ 早期審査制度がある（商標規則 18A）

・マドリッド協定議定書（マドプロ）には未加盟である。



(2) 方式審査

- ・出願が方式要件（願書の記載、手数料の支払い、宣誓書や優先権書類の提出、認証付きの翻訳書類の提出等）を充足しているかが審査される（商標規則 18～24）。方式要件は、出願日から 12 か月以内に充足される必要があり、充足されなかった場合、出願未完了とみなされ、出願は放棄されたものとして扱われ得る（商標法第 29 条）。

(3) 実体審査（調査および審査）

- ・絶対的拒絶理由（識別性等）および相対的拒絶理由（先行登録商標等）等に関する実体審査が行われる（商標規則 25）。

<審査で拒絶理由がない場合>

- ・出願は認容され、下記 (5) 公告へと進む。

<審査で拒絶理由がある場合>

- ・審査で拒絶理由がある場合、登録官は、当該拒絶を書面にて出願人に通知する。出願人が、拒絶通知の受領日から 2 か月以内に回答書を提出しなければ、出願は放棄したものとみなされる（商標規則 27(1)）。
- ・回答書により拒絶理由が解消されれば、出願は認容され、拒絶が維持される場合は、登録官は、その旨を出願人に通知し、出願人が当該通知の受領日後 2 か月以内に聴聞を申請しなければ、出願は放棄したものとみなされる（商標規則 27(3)）。
- ・聴聞により拒絶理由が解消されれば、出願は認容され、拒絶が維持される場合は、登録官は、その決定を書面で出願人に通知する（商標規則 29(1)）。

(4) 拒絶決定に対する不服申立

- ・登録官による拒絶決定に対しては、高等裁判所に提訴することができる（商標法第 25 条）。

(5) 公告・異議申立

- ・審査で拒絶理由がない場合、または拒絶理由が解消された場合、出願は公告される（商標法第 27 条）。
- ・何人も公告日から 2 か月以内に異議申立を行うことができる（商標法第 28 条、商標規則 37）。

(6) 登録・存続期間

- ・商標登録出願が認容され、異議が申し立てられずに公告期間を経過するか、または異議が申し立てられたが出願人に有利な決定がなされた場合、所定の手数料の納付により、当該商標は、登録簿に登録され、商標登録証が発行される（商標法第 30 条）。
- ・商標権の存続期間は登録日（登録出願日が登録日とみなされる）から 10 年であり、10 年ごとに更新可能である（商標法第 32 条）。

(7) 更新登録

- ・商標登録の更新は、商標権の存続期間満了日の 3 か月前から行うことができる（商標規則 57）。
- ・商標権の存続期間の満了日後 1 か月以内においては更新登録が可能である（商標規則 59）。

■留意点

マレーシアにおける商標出願制度は、英国法の流れを汲み、特徴の一つとして、連続商標（シリーズ商標）制度の存在があげられる。そのほか、出願商標が先行登録商標に類似すると判断される場合であっても、当該先行登録商標の商標権者の同意により出願商標の登録が認められ得るコンセント制度がある。また、近い将来のマドリッド協定議定書（マドプロ）への加盟が見込まれている。

■ソース

マレーシア商標法

マレーシア商標規則

マレーシア商標法および実務マニュアル第2版

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)